

令和3年度病害虫発生予察特殊報第2号

令和3年8月20日

千葉県農林総合研究センター長

ウメ輪紋病の県内初発生について

1 病害名：ウメ輪紋病

2 病原：ウメ輪紋ウイルス：*plum pox virus*

3 作物名：ウメ

4 発生経過

令和3年8月上旬に山武地域の一般家庭に植栽されている観賞用のウメにおいて、本病の感染が疑われる症状の情報が県民から千葉県農林総合研究センターに寄せられたことから、同センター職員が葉を採取し、農林水産省横浜植物防疫所に同定を依頼した結果、ウメ輪紋病と診断された。

5 国内での発生状況

本病は、国内では平成21年に東京都青梅市のウメで初めて発生が確認され、その後、神奈川県、茨城県、滋賀県、埼玉県、大阪府、奈良県、兵庫県、和歌山県、三重県、愛知県、岐阜県で確認されている。

6 病徴

ウメでは葉の退緑斑紋（薄い緑色の部分ができる症状）や輪紋（薄い緑色のドーナツ状の模様ができる症状）等が典型的な病徴である。この他に、花卉では薄赤色の斑入り症状、果実表面でのややくぼんだ輪紋を生じることがある。なお、品種や栽培条件によって症状の態様や程度が異なる。

7 病原ウイルス

(1) 宿主植物は、主に *Prunus* 属の果樹（ウメ、アンズ、スモモ、モモ、ネクタリン、ユスラウメなどの核果類）、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタなどである。

(2) 本ウイルスは、アブラムシ類によって媒介される。感染した植物を吸汁してウイルスを獲得したアブラムシ類が、健全な植物を吸汁することにより伝搬する。アブラムシ類が獲得したウイルスは、短時間のうちに活性が失われるため、媒介は非永続性である。また、感染した苗や穂木の移動によっても感染地域が拡大する。

(3) 種子伝染、花粉伝染及び生果実からの自然感染は知られていない。また、接触伝染、ハサミなどによる伝染も報告がされていない。

(4) このウイルスは植物に感染するものであり、人に感染しないので、果実を食べても健康に影響はない。

8 防除対策

(1) 感染した樹は、治療法が無いので、伐採し根を除去することが望ましい。

(2) 未発生の園地等では、予防対策として、本ウイルスを媒介するアブラムシ類の防除、アブラムシ類の発生源となりうる周辺の雑草防除を行う。

(3) 通常のアブラムシ防除をしていれば、ウメ、モモ等の果実等に経済的被害を及ぼす可能性は低いという傾向が示されている。

表 ウメのアブラムシ類に登録のある主な薬剤 (令和3年8月20日現在)

薬剤名	使用時期	使用回数	10a当たり 使用量	希釈倍数	使用方法	同じ成分を含む 農薬の使用回数
スミチオン乳剤	収穫14日前まで	2回以内	200~700 L	1000~2000倍	散布	2回以内
ダントツ水溶剤	収穫前日まで	3回以内	200~700 L	2000~4000倍	散布	3回以内
モスピラン顆粒水溶剤	収穫前日まで	3回以内	200~700 L	2000~6000倍	散布	3回以内

(上記は千葉県病害虫雑草防除指針から抜粋。その他、登録のある他の薬剤も選択可能)



写真1 罹病したウメの樹木



写真2 罹病したウメの葉

写真1, 2とも: 千葉県農林総合研究センター原図

問い合わせ先

千葉県農林総合研究センター病害虫防除課

〒266-0014 千葉市緑区大金沢町 180 番地 1

TEL 043(291)6077 FAX 043(226)9107